



佐賀県公報

平成18年
8月23日
(水曜日)
第12796号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 青少年に有害な図書等の指定 (五三六・子ども課) 一
 - 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (五三七・障害福祉課) 二
 - 佐賀県企業立地促進特区の区域の指定 (五三八・新産業課) 二
 - ◎佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部改正 (五三九・生産者支援課) 二
 - ◎佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の一部改正 (五四〇・林業課) 三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 五
 - " " " " () 五
 - " " " " () 五
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 () 六
 - クリーニング師試験の実施 (生活衛生課) 六
 - 収去飼料の試験結果の概要 (畜産課) 七
 - 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (下水道課) 九
 - " " " " () 九
- 監査委員事項
- 行政監査結果の措置の公表 (公告) 九

○ 告 示

◎佐賀県告示第五百三十六号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十八年八月二十三日

佐賀県知事

古川

康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	18-116	パシャ! No.15 9月号	若生出版(株)	17471-09	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	18-117	漫画 ガチンコ ガチンコ9月増刊号	若生出版(株)	12812-09	
〃	18-118	comic 裏 office オレンジ通信9月号増刊	(株)東京三世社	02190-9 ㊦-2006.9/27	
〃	18-119	ウォーA組 9月号	(株)マガジン・マガジン	11953-09	
〃	18-120	WOoooo! マガジン・ウォー 9月号	(株)マガジン・マガジン	08397-09	
〃	18-121	三十路 熟の素 9月号	マイウェイ出版(株)	18403-9	
〃	18-122	特冊快援隊 月刊Men's Street 9月2日増刊号	(株)竹書房	05216-9/2 ㊦-10/2	
〃	18-123	ZUBA!【ズバッ!】 9月号	インフォレスト(株)	15529-9	
〃	18-124	増刊 特冊新鮮組 9/1号 特冊新鮮組DX 9/1増刊号	(株)竹書房	06682-9/1 ㊦-9/26	
〃	18-125	特撰三十路妻 9月号	(株)笠倉出版社	16781-9	
〃	18-126	多重人格探偵 サイコ No.5	(株)角川書店	713328-0	
〃	18-127	職業・殺し屋。 CASE.2	(株)白泉社	44319-82	
〃	18-128	職業・殺し屋。 CASE.3	(株)白泉社	44320-22	
〃	18-129	職業・殺し屋。 CASE.4	(株)白泉社	44320-64	
〃	18-130	職業・殺し屋。 CASE.5	(株)白泉社	44321-85	
〃	18-131	殺し屋 -1- イチ 第3巻	(株)小学館	45365-14	

●佐賀県告示第五百三十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成十八年八月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
三和薬局	伊万里市立花町三〇〇番地二	平成一八・八・一
らいふ薬局 医大通り店	佐賀市鍋島一丁目三番五号	

●佐賀県告示第五百三十八号

佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

平成十八年八月二十三日

佐賀県知事 古川 康

区域	指定年月日
唐津市	平成一八年八月三日

●佐賀県告示第五百三十九号

佐賀県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱(昭和五十五年佐賀県告示第百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年八月二十三日

佐賀県知事 古川 康

別表の4の項の貸付条件の欄中「年2.5%」を「年2.9%」及び「年2.35%」

を「年2.75%」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第五百四十号

佐賀県森林病害虫等防除事業補助金交付要綱(昭和五十三年佐賀県告示第五百七十七号)の一部を次のように改正する。

平成十八年八月二十三日

別表を次のように改める。

佐賀県知事 古川 康

別表 (第2条関係)

区 分		事 業 の 内 容	補助対象経費	補助率
松 く い 虫 防 除 事 業	特別防除	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について航空機を利用して行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3
	地上散布	松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある樹木について地上から行う薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3
	伐倒(1種)駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮の焼却	薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費	査定経費の4分の3
	伐倒(2種)駆除	伐倒(1種)駆除の対象となる樹木で、かつ、別に定めるところにより作成された基準に適合する樹木に対する松くい虫の奨励防除の伐倒(1種)駆除と同じ駆除の措置	薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費及び事業雑費又ははく皮・集積・焼却費及び事業雑費並びに樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額	査定経費の4分の3
	特別伐倒(破碎1種)駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び破碎	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破碎費及び事業雑費	査定経費の4分の3
	特別伐倒(破碎2種)駆除	特別伐倒(破碎1種)駆除の対象となる樹木で、かつ、別に定めるところにより作成された基準に適合する樹木に対する松くい虫の奨励防除の特別伐倒(破碎1種)駆除	枝条等の焼却費及び事業雑費又は枝条等の破碎費及び事業雑費並びに樹木の伐倒及び破碎(必要な搬出及び運搬を含む。)の	査定経費の4分の3

		と同じ駆除の措置	措置を行うことにより通常生ずべき損失額		
	特別伐倒 (全木焼却) 駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)	伐倒費、焼却費(必要な搬出費及び運搬費を含む。)、及び事業雑費	査定経費の4分の3	
	予防事業	松くい虫が付着するおそれのある松の樹木に薬剤を樹幹から注入する。	薬剤費、樹幹注入費、事業雑費及び諸経費	査定経費の4分の3	
その他の森林病虫害等防除事業	食葉性害虫	松毛虫駆除	松毛虫に対する薬剤の散布(くん煙による駆除を相当とする場合のくん煙剤を含む。)	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3
		薬剤駆除	まいまいがに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3
	たまばえ類駆除	まつばのたまばえ及びすぎたまばえに対する薬剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3	
	すぎはだに駆除	すぎはだにに対する薬剤の散布(くん煙による駆除を相当とする場合のくん煙剤を含む。)	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3	
	野ねずみ駆除	野ねずみに対する殺そ剤の散布	薬剤費、薬剤散布費及び事業雑費	査定経費の4分の3	
	突発森林病虫害駆除	突発森林病虫害に対する薬剤の散布又は知事が特に認めた方法による駆除	薬剤費、薬剤散布費又は知事が特に認めた経費	査定経費の4分の3	
	動物被害防除	野うさぎ等を捕獲するわな又は知事が特に認めた方法による駆除	資材費、わなかけ費又は知事が特に認めた経費	査定経費の4分の3	
松林保全体制整備事業		松林保全推進懇談会の開催、松林保全サークルの育成、住民参加イベントの開催、管理用具の配備、住民モニターによる被害監視、保全管理道の整備又は附帯施設の設置	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費及び事業雑費	補助対象事業費の4分の3	
重要松林事業	伐倒駆除事業	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹木の焼却	伐倒費、薬剤費、薬剤散布費若しくはくん蒸費、事業雑費及び諸経費又は伐倒費、はく皮、集積・焼却費、事業雑費及び諸経費	査定経費の4分の2	
	奨励駆除1種	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤の散布、当該樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹木の焼却	伐倒費及び諸経費	査定経費の4分の2	
	奨励駆除2種	”	諸経費	査定経費の4分の2	
	特別伐倒 (全木焼却) 駆除	松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)	諸経費	査定経費の4分の2	
	松毛虫駆除	松毛虫に対する薬剤の散布(くん煙による駆除を相当とする場合のくん煙剤を含む。)	薬剤費、薬剤散布費、事業雑費及び諸経費	査定経費の4分の2	

- 注 1 事業の規模については、別に定める。
 2 重要松林事業については、唐津市及び東松浦郡玄海町のみを対象とする。
 3 市町営の場合についてのみ、諸経費を対象経費とする。

「この告示は、公布の日から起算して、この告示による改正後の佐賀県森林病虫害予防事業補助金交付要綱の規定は、平成十八年度分の補助金から適用する。」

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年10月10日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年8月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会

(2) 代表者の氏名 野口 忠之

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県多久市北多久町小侍779番地22

(4) 定款に記載された目的

この法人は、スポーツ競技としての射撃の普及と発展を図ると共に、安全狩猟の意識向上に努め、環境の保全と鳥獣の共生に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により

次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年10月2日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年8月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人若楠

(2) 代表者の氏名 松尾 義幸

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県武雄市武雄町大字富岡11712番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者で働く意思を有しながら就労能力に限られている者に対し、その能力に応じた生産活動の場を提供し、授産指導、生活指導を行い、障害者の社会参加促進、自立、就労を助長することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年10月10日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年8月23日

平成18年8月23日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月10日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

<p>(1) 名称 特定非営利活動法人ゆとり</p> <p>(2) 代表者の氏名 山口 俱司</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県武雄市武内町大字真手野20149番地1</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者及び子供等支援を必要とする人達に対し、住み慣れた地域で、その人らしく尊厳を持って生活が送れるよう支援を行い、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。</p> <p>関係書類は、平成18年10月10日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。</p> <p>平成18年8月23日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 申請のあった年月日 平成18年8月10日</p> <p>2 申請に係る特定非営利活動法人</p> <p>(1) 名称 特定非営利活動法人のんびらあと</p> <p>(2) 代表者の氏名 江里口 尚子</p> <p>(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県多久市北多久町大字小侍975番地</p> <p>(4) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者及び子ども達が住みなれた地域で共に安心して生活し、お互いが支えあい助け合う活力ある地域社会を実現していく</p>	<p>ための事業を行い、福祉の増進やまちづくりの推進、そして青少年の健全育成を図る活動を通じ、豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定によるクリーニング師試験を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年8月23日</p> <p>1 試験の期日 平成18年11月16日(木曜日)</p> <p>2 試験の場所 佐賀市内一丁目3番13号 若楠会館</p> <p>3 試験の科目</p> <p>(1) 衛生法規に関する知識</p> <p>(2) 公衆衛生に関する知識</p> <p>(3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能</p> <p>4 受験資格</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者</p> <p>(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者</p> <p>5 願書の受付期間及び受付時間</p> <p>(1) 受付期間 平成18年10月2日(月曜日)から平成18年10月13日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規</p>
---	---

定する休日(以下「休日」という。)を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成18年10月13日までの消印のあるもの限り受け付けます。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

6 願書の提出先

(1) 県内に居住している者は、原則として保健福祉事務所に直接持参し提出すること。ただし、郵送で提出する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書」と朱書きし、書留郵便で佐賀県健康福祉本部生活衛生課(郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)あて送付すること。

(2) 県外に居住している者は、原則として佐賀県健康福祉本部生活衛生課に直接持参し提出すること。ただし、郵送で提出する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書」と朱書きし、書留郵便で佐賀県健康福祉本部生活衛生課(郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)あて送付すること。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方はできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に生活衛生課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
試験科目別得点及び総合得点	合格者発表の日から1か月間	健康福祉本部生活衛生課 佐賀市内一丁目1番59号 (県庁新行政棟3階)

8 その他

受験願書は、平成18年9月1日(金曜日)から10月13日(金曜日)まで配布します。最寄りの保健福祉事務所、佐賀県健康福祉本部生活衛生課又は佐賀県クリーニング生活衛生同業組合へ請求してください。また、佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)からダウンロードすることもできます。

なお、郵便で請求する場合には、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書きし、80円切手をはった返信用封筒を同封して佐賀県健康福祉本部生活衛生課(郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)まで請求してください。

また、受験願書の配布期間内は過去3年間の試験問題を、県内各保健福祉事務所及びさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において公開します。

その他不明な点については、最寄りの保健福祉事務所又は佐賀県健康福祉本部生活衛生課(電話 0952-25-7077)に問い合わせてください。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令(昭和51年政令第198号)第11条第4項の規定により、平成18年7月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成18年8月23日

佐賀県知事 古川 康

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の種類	飼料の名称	製造 年月	試験結果の概要										違反の 内容		
					粗たん 白質 (%) 以上	粗脂肪 (%) 以上	粗繊維 (%) 以上	粗灰分 (%) 以上	カルシ ウム (%) 以上	リン (%) 以上	揮発性 塩基性 窒素 (%)	水溶性 窒素 (%)	ペフジン 消化率 (%)	TDN (%)		ME (kcal/kg)	その他 の検査 (水分) (%)
松尾精麦株式会社 唐津市山本748番地 1	同左	とうもろこし・大 麦2種混合飼料	牛混1号	H18.7	7.0 7.9	—	—	2.5 1.4	—	—	—	—	—	—	—	—	
日本水産株式会社 伊万里油脂工場 伊万里市山代町久原 1-61	同左	まだい育成用 配合飼料	マダイエP	H18.7	47.0 49.7	13.0 15.9	2.0 0.5	15.0 12.0	2.50 2.81	1.50 1.72	—	—	—	—	—	—	
スクレットイング株 式会社九州工場 伊万里市山代町楠久 929	マリンネット株 式会社 伊万里市山代町 楠久929	海産魚(稚魚用) 配合飼料	Been's Nutra5.0	H18.7	50.0 51.0	12.0 13.6	3.0 1.7	15.0 11.6	1.50 2.63	1.00 1.67	—	—	—	—	—	—	

注 1 試験結果の概要欄の上段には表示値を、下段には分析値を記載しています。

2 飼料の名称欄には、収去した飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合に、「規」と記載しています。

3 違反の内容の欄には、表示分量に対して過不足があった場合に、その成分の過不足量を記載しています。

<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。</p> <p>平成18年8月23日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 佐賀都市計画下水道 佐賀市公共下水道（大和地区）</p> <p>2 縦覧場所 佐賀県県土づくり本部下水道課</p>	<p>の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。</p> <p>平成18年8月23日</p> <p>佐賀県監査委員 中 村 孝 同 松 尾 隼 雄 同 吉 田 欣 也 同 堀 田 一 治</p> <p>第1 知事部局 平成16年度行政監査の結果に基づき講じた措置について</p> <p>1 団体の事務局を県の庁舎内に置く合理性について 県の事務事業との間の関連性が低い4団体について (1) 民間が主体的に事業を実施すべき1団体については、事務局を民間団体に移管した。</p> <p>(2) 直ちに移管が困難な3団体については、受け皿の整備等を図りながら、引き続き事務局移管について検討することとした。</p> <p>2 庁舎内への事務局設置手続について 団体雇用の職員が県庁舎内で業務を行うに当たり庁舎使用の許可を受けていなかった7団体については、行政財産使用許可申請を行わせ、許可を行なった。</p> <p>3 団体業務と県の事務事業との区分の明確化について (1) 県所有の物品の貸付けについて 県所有の机等の備品を団体雇用の職員に使用させているにもかかわらず、物品貸付契約を締結していなかった5団体について ア 3団体については、県と物品貸付契約を締結した。 イ 1団体については、事務局を民間団体へ移した。 ウ 1団体については、再調査の結果、県所有の物品ではなかった。</p> <p>(2) 団体職員と県職員の事務分担について</p>
<p>○ 留科各課職員</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、佐賀県知事等から平成16年度行政監査（県の庁舎内に事務局を置く任意団体について）</p>	

<p>職責を有する団体雇用の職員がいるにもかかわらず、当該職員と県職員との業務範囲を明確にする事務分担表等を作成していなかった3団体については、事務分担表を作成し、業務範囲を明確にした。</p> <p>4 団体への支援について</p> <p>(1) 負担金の交付時期について 団体に対する県負担金の交付時期が遅れていた1団体に対しては、適切な時期に負担金の交付を行うこととした。</p> <p>(2) 決裁処理について 決裁すべき案件について決裁何を行っていなかった1団体については、すべて決裁何を行うこととした。</p> <p>(3) 会計処理について 立替払等会計処理が不適切であった2団体については、立替払を行わずその都度団体から支出するよう改めるなど会計処理の適正化を図った。</p> <p>(4) 通帳及び登録印鑑の管理について 通帳及びその登録印鑑を同一の職員が管理していた4団体については、別々の職員が管理するよう改めた。</p> <p>なお、平成17年10月21日には、公的通帳管理要綱を策定し、公的通帳の管理を適正に行なうように庁内に徹底を図った。</p> <p>公的通帳管理要綱では、登録印鑑と公的通帳は別々の職員が管理を行なうことや公的通帳管理台帳を作成し管理することなどとしている。</p> <p>(5) 既存ホームページ等の有効活用について 団体がホームページや冊子を作成しているにもかかわらず、団体の活動内容等を掲載していなかった3団体については、既存媒体を有効活用し団体のPRに努めた。</p> <p>(6) 総会等の会議開催について ア 予算等を審議する総会等の会議開催が遅延していた3団体について イ 2団体については、早期に開催を行った。</p>	<p>(4) 1団体については、今後早期に開催することとした。</p> <p>イ 役割の異なる2つの会議(委員会と幹事会、理事会と評議員会)を同時に開催していた2団体については、それぞれの意義を踏まえ、独立して開催した。</p> <p>ウ 収支予算の決定等について会則に規定のない書面評決を行っていた2団体については、実態に則し書面評決ができるよう規定の整備を行った。</p> <p>エ 団体の適正な運営を期すため会議の議事録の作成が必要と認められた1団体については、議事録を作成した。</p> <p>(7) 役員数等について 役員数等が会則どおりとなっていなかった2団体について ア 1団体については、役員改選等を行い、会則に規定する役員数とした。 イ 直ちに改正が困難な1団体については、今後団体において協議を行うこととした。</p> <p>(8) 決算処理について 会計年度終了後に支出するなど適正でない決算処理が見受けられた4団体については、県に準じて規程等に出納整理期間を設けるなどの措置を講じた。</p> <p>(9) 今後の事業見直しについて ここ数年、予算の約半額を繰り越していることから、事業規模等の検討を要する3団体については、事業規模の適正化や会費の見直し等について検討を行うこととした。</p> <p>5 団体への県の関与のあり方について (1) 兼務役職員の縮減について 団体の業務内容からみて、県職員が兼務する役職員の数について問題のある2団体について ア 1団体については、業務に従事する県職員の人数を縮減した。 イ 1団体については、県職員の役員就任の見直しについて市町等と協議</p>
---	---

<p>することとした。</p> <p>(2) 役員に就任している県職員の会議への出席について 役員に就任している県職員がここ数年会議に出席していなかった1団体については、今後、日程調整を行い出席することとした。</p> <p>(3) 会計処理に関する規程等の整備について 会計処理に関する規程等が整備されていない28団体について指導を行い、ア 22団体については、必要な規程等が整備された。 イ 未整備の6団体についても、今後整備を行うこととされた。</p> <p>6 団体のあり方について (1) 社会経済情勢の変化により休眠状態にある1団体については、団体の目的、他県の動向等も踏まえ、今後の存続について検討することとした。 (2) 下部団体に団体の事業を委譲することとなっているため団体の業務活動がなくなった1団体については、廃止することとした。</p> <p>第2 教育委員会 平成16年度行政監査結果に基づき講じた措置について 1 庁舎内への事務局設置手続について 団体雇用の職員が県庁舎内で業務を行うに当たり庁舎使用の許可を受けていなかった4団体について (1) 3団体については、行政財産使用許可申請を行わせ、許可を行った。 (2) 1団体については、17年度以降、団体職員を雇用しておらず、雇用する場合は許可の手続を行うよう指導した。</p> <p>2 団体業務と県の事務事業との区分の明確化について 県所有の机等の備品を団体雇用の職員に使用させているにもかかわらず、物品貸付契約を締結していなかった3団体について (1) 2団体については、県と物品貸付契約を締結した。 (2) 1団体については、17年度以降、団体職員を雇用しておらず、雇用する場合は物品貸付契約を締結するよう指導した。</p>	<p>3 団体への支援について (1) 県補助金実績報告書の誤記載について 県補助金実績報告書に他団体からの助成金を記載していなかった1団体については、適正な補助金交付申請書及び実績報告書に訂正した。</p> <p>(2) 決裁処理等について 決裁処理等が不適切であった9団体について ア 規程では予算案、事業計画案等の重要事項は会長決裁すべきであるにもかかわらず、事務局長決裁していた4団体については、規程どおり、簡易な事項を除き、会長決裁とすることとした。 イ 監事選任に必要な実行委員会の同意を得ていなかった1団体については、規約を改正し幹事選任は充て職とすることで、同意は不要とした。 ウ 経費支出等に係る決裁が行われていなかった4団体については、会計規程を設けるとともに、上司の決裁を受けることとした。</p> <p>(3) 会計処理について 支払残金を1年以上現金管理していた1団体については、速やかに通帳に戻し、適正に管理することとした。</p> <p>(4) 通帳及び登録印鑑の管理について 通帳及びその登録印鑑を同一の職員が管理していた4団体については、別々の職員が管理するよう改めた。</p> <p>(5) 理事会等の会議開催について 役割の異なる理事会等を同時に開催していた2団体について ア 1団体については、会則どおり別々の会議として開催することとした。 イ 1団体については、会則の改正を含め今後検討することとした。</p> <p>(6) 役員数等について ア 現監事数が会則に定める監事数より多かった1団体については、実態に則した監事数となるよう会則を改正した。 イ 現委員数が会則に定める委員数より少なかった1団体については、実</p>
--	--

態に則した委員数となるよう会則を改正した。

(7) 決算処理等について

決算処理等が不適切であった4団体について、

ア 会則に規定する会計監査を実施していなかった1団体については、実施することとした。

イ 会則では出納閉鎖が1月末となっているにもかかわらず、3月まで支出していた2団体については、会則を改正し出納閉鎖を3月末とし、適正化を図った。

ウ 収入を伴う支出事務について、差引額のみを予算・決算額として計上していた1団体については、収入・支出予算書を作成し、それに基づいて計画的に執行し、決算書を作成した。

4 団体への県の関与のあり方について

会計処理に関する規程等が整備されていない17団体について指導を行い、

(1) 12団体については、必要な規程が整備された。

(2) 未整備の5団体についても、今後整備を行うこととされた。

第3 警察本部

平成16年度行政監査の結果に基づき講じた措置について

1 団体業務と県の事務事業との区分の明確化について

県の職名により決裁処理を行っていた1団体については、団体の規程に則り決裁処理を行うよう改善を図った。

2 団体への支援について

理事会及び評議員会の役割分担が、委員構成に見合う役割分担となっていなかった1団体については、団体の規程を改正し、役割分担を見直した。